

平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社RKB毎日ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 井上 良次
(コード番号 9407)
問合せ グループ総務局長 長 井 巧

株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 87 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 株式併合

1) 併合の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指した取り組みを進めています。当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、この趣旨を尊重いたします。これにより、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1 単元株式数当たりの金額）の水準（5 万円以上 50 万円未満）及び中長期的な株価の変動等も勘案し、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、5 株を 1 株に併合することを予定しております。

2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合の方法・比率 平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数等

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	11,200,000 株
株式併合により減少する株式数	8,960,000 株
株式併合後の発行済株式総数	2,240,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5 株未満の株式を所有されている株主様が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1

項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。
お取引の証券会社または当社株主名簿管理人お問い合わせください。

<平成 28 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合>

保有株式	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5 株未満	12 名 (1.8%)	16 株 (0.0001%)
5 株以上	655 名 (98.2%)	11,199,984 株 (99.9999%)
合 計	667 名 (100.0%)	11,200,000 株 (100.0000%)

4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して処分し、処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

1) 変更の理由

上記「1. 株式併合 1) 併合の理由」に記載のとおり、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

1) 変更の目的

上記「1. 株式併合 2) 併合の内容」に記載した株式併合による当社の発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を 4,000 万株から 800 万株に変更するものであります。

2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を 4,000 万株から 800 万株に変更いたします。

3) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案並びに単元株式数の変更及び本発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日 程

取締役会開催日	平成 28 年 5 月 19 日
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日 (予定)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成 28 年 11 月上旬
端株処分代金の支払い開始	平成 28 年 12 月上旬

5. その他

本日別途「定款一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

※単元株式数の変更及び株式併合その他株式に関する各種お手続きについては、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 ; 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 ; 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 ; 9時~17時 (土・日・祝日を除く)

以 上